**「燃ゆる感動かごしま国体」**

**指宿市開催競技会場設営等業務委託**

**【業務委託仕様書】**



燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会

業務委託仕様書

１　業務の名称

　　「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技会場設営等業務委託

２　業務場所

　　ソフトボール競技

開聞総合グラウンド，開聞総合体育館及び練習会場（４か所）

　　バドミントン競技

　　　指宿総合体育館及び練習会場（８か所）

３　業務期間

　　契約締結日～令和５年10月31日（火）

４　業務目的

　　燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会が主催する「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技会場の運営に必要な仮設物，物品及び看板等（以下「仮設物等」という。）の設営・保守及び撤去・処分を行い，円滑な大会運営が行われることを目的とする。

５　業務の内容

(1) 大会開催に必要な仮設物等の設営，保守・管理業務

（設営に伴う，施設の常設物の移動及び配置換え等を含む。）

(2) 発注者が指示する看板類の設置，保守・管理業務

(3) 大会終了後の仮設物の撤去・処分業務及び原状回復

(4) 仮設ハウス，仮設観覧席等建築確認申請及び調整業務

(5) 仮設ハウス，仮設観覧席等自然公園内行為許可申請及び調整業務

(6) その他本業務の実施に必要な業務

６　競技会場等

　　ソフトボール競技会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場種別 | 会場施設名 | 住所 |
| 競技会場 | 開聞総合グラウンド，開聞総合体育館及び周辺 | 指宿市開聞十町2602番地 |
| 練習会場 | 開聞運動場 | 指宿市開聞十町2764番地 |
| 練習会場 | 大成運動場 | 指宿市山川成川2990番地 |
| 練習会場 | 指宿市営野球場 | 指宿市東方10410番地 |
| 練習会場 | 指宿商業高等学校　グラウンド | 指宿市岩本2747番地 |

　　バドミントン競技会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場種別 | 会場施設名 | 住所 |
| 競技会場 | 指宿総合体育館及び周辺 | 指宿市東方12000番地 |
| 練習会場 | 指宿商業高等学校　体育館 | 指宿市岩本2747番地 |
| 練習会場 | 指宿高等学校　体育館 | 指宿市十町236番地 |
| 練習会場 | 山川高等学校　体育館 | 指宿市山川成川3423番地 |
| 練習会場 | 北指宿中学校　体育館 | 指宿市西方2329番地 |
| 練習会場 | 南指宿中学校　体育館 | 指宿市十二町420番地 |
| 練習会場 | 山川中学校　体育館 | 指宿市山川成川2350番地 |
| 練習会場 | 柳田小学校　体育館 | 指宿市十町2454番地 |
| 練習会場 | 丹波小学校　体育館 | 指宿市湯の浜3丁目2番6号 |

７　競技会場の設営・撤去等期間（原則）

　　ソフトボール競技会

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設営場所 | 設営期間 | 競技期間 | 保守管理期間 | 撤去・原状  回復期間 |
| 開聞総合グラウンド，開聞総合体育館及び周辺 | 令和５年９月19日  ～  平成５年10月５日 | 令和５年10月８日  ～  令和５年10月10日 | 設営完了  ～  令和５年10月10日 | 令和５年10月11日  ～  令和５年10月14日 |
| 練習会場 | 令和５年10月５日  ～  平成５年10月５日 | 令和５年10月８日  ～  令和５年10月10日 | 設営完了  ～  令和５年10月10日 | 令和５年10月10日  ～  令和５年10月10日 |

　　バドミントン競技会

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設営場所 | 設営期間 | 競技期間 | 保守管理期間 | 撤去・原状  回復期間 |
| 指宿総合体育館及び周辺 | 令和５年９月19日  ～  令和５年10月10日 | 令和５年10月13日  ～  令和５年10月16日 | 設営完了  ～  令和５年10月16日 | 令和５年10月17日  ～  令和５年10月21日 |

* 設営期間及び撤去原状回復期間については，受注業者と協議して決定する。

(1) 範囲

本仕様書は，本業務の基本的事項について定めるものであり，本仕様書に明記され

ていない事項でも業務遂行上必要な事項は，発注者と協議の上，受託者の責任におい

て誠実に履行すること。

(2)　疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は，発注者と協議すること。

また，本仕様書に記載のない事項であっても本業務に必要と認められる事由が生じ

た場合は，発注者と十分に協議し業務を遂行すること。

８　法令，条例等の遵守

　　本業務の履行に関係する法令，条例等は遵守すること。

なお，法令，条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については，適切に対応

すること。

９　業務工程表の作成

　　受託者は，契約締結後速やかに現地調査を実施し，担当者を窓口に発注者と協議を行い，

多角的なアドバイスを含めて次の書類を作成し，発注者に提出すること。

(1) 業務工程表

(2) 組織図及び緊急電話連絡体制図

(3) 詳細設計図（仮設ハウス，仮設観覧席等）（電子データ）

(4) その他発注者が指示するもの

10　仮設物等の仕様

(1) 仮設物等の仕様及び数量は，大きさ及び性能・機能等において，「設計図書」及び「特記仕様書」記載のものと同等品以上のものとする。

なお，仮設物等の指定がある場合は当該製品とし，やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は，事前に発注者と協議を行うこと。

(2) 受託者が用意する仮設物等は，すべて会社名等を明記し，施設備品及び発注者備品等と簡単に区別できるようにすること。

(3) 受託者が用意する仮設物等は，錆・傷・汚損等のないものとし，指定された製品を除き統一性を持たせること。

なお，発注者から交換の指摘があった仮設物等については，直ちに交換すること。

(4) 「燃ゆる感動かごしま国体」の規定書体，燃ゆる感動かごしま国体愛称・スローガンのロゴマーク，イメージキャラクター等については，「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会」ＨＰ内にあるデザインガイドマニュアルを遵守すること。

(5) 大会期間中の仮設物等の使用に必要な消耗品の添え付け，及び点検補充の確保を図ること。

11　官公庁その他関係機関への手続き

　　本業務の実施に関し，官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続きはあ

らかじめ発注者へ関係書類等を提示し，承認を得た後，受託者がその業務を代行すること。

　　なお，関係書類作成に伴う費用及び申請に伴う費用は，委託料に含める。

12　現場管理

　　受託者は，設営着手から撤去終了までの期間，仮設物等の設営及び使用に熟知・熟練し，

作業判断を下せる業務主任者を業務場所に１名以上常駐させ，トラブルや事故の無いよう

に十分な安全対策を施し，円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

13　設営・撤去

(1) 設営については，設計図書により行い，発注者及び当該会場施設管理者と十分協議し

た上で詳細設計図を作成し実施にあたること。

なお，既存の状態で設置不可能な場合は，発注者及び当該会場施設管理者と協議の上，

設営可能な状態にして業務を行うこと。

(2) 設営について発注者と協議した上で図面等の設計変更が必要となった場合は，新たに

変更後の図面等の提出を行うこと。

なお，図面等の作成については，燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行

委員会事務局で使用しているアプリケーション（マイクロソフトビジオ）に対応する

形式で作成すること。

(3) 発注者が手配した備品等及び会場施設が備えている備品等を使用するものについては，

それらの運搬，設置，撤去，返却等を行うこと。

(4) 仮設物等の設置については，風雨対策を万全に施し，倒飛壊が生じないようにウエイ

ト又は杭木等堅牢な固定方法により確実に設置するとともに，安全対策を確実に実施すること。また，既存の状態で設置不可能な場合は，当該施設管理者と協議の上，破損の無いよう養生を施すこと。（ウエイト，安全対策等すべての費用は受託者の負担とする。）

(5) 仮設物等の設置完了から撤去までの間，荒天時，夜間及び緊急時を含め，仮設物等を

適切に維持管理し，円滑な大会運営が行えるようにすること。

(6) 同じ会場で並行して作業を行う他の委託業者がある場合，工程調査を事前に十分に行

い，それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。

(7) 大会終了後，仮設物等を撤去し当該会場を原状に回復すること。

(8) 設営及び撤去により発生した廃棄物等の処理は，関係法令に基づき，受託者の責任に

おいて適切に行うこと。

なお，これに伴う費用については，受託者の負担とする。

(9) 設営及び撤去業務完了後，直ちに発注者に報告し，発注者の確認を受けること。

(10) 受託者は，当該会場施設管理者から異議又は意見があったときは，速やかに発　　　　注者に報告し，その指示を受けること。

(11) 資格を要する業務については，有資格者にて行うこと。

14　保守・管理

(1) 仮設物等は，常に使用可能な状態に保守・管理し，必要に応じて修理，交換，補充等

を速やかに行うこと。

これに伴う費用については，発注者の責めに帰するべき事由によるものを除き，受託者の負担で行うこと。

(2) 荒天時により，継続して設営が困難であると判断した場合は，直ちに撤去を行い，天

候の回復を待って発注者の指示により再度設営をすること。

(3) 保守・管理に従事する者は，発注者が貸与するＩＤカードを着用すること。

15　安全管理

　　受託者は，安全管理に関し，次に掲げる事項について万全を期すること。

(1) 業務場所の管理

労働者の安全及び衛生管理，整理整頓，公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。

(2) 交通法規の遵守

運搬車両の最大積載量を厳守し，通行車両・通行人対策等を講じること。

(3) 保護対策

ア　本業務の実施に際し，既存施設等に対する保護対策を十分に施し，破壊や汚損を防

ぐこと。

イ　大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は，現地をよく確認し，路面陥没等

のないように，十分養生をすること。

(4) 緊急対策

仮設物等の倒飛壊や破損など，緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとと

もに，緊急時には発注者の指示により直ちに対応すること。

(5) 臨機の措置

受託者は，災害，事故の発生が予測される場合など，特に必要と認めるときは，発注

者の指示を受け，臨機の措置をとること。

また，不測の事故が発生した場合等，緊急やむを得ない事情があるときは，受託者の

責任において，受託者の判断により臨機の措置をとるとともに，直ちに発注者に報告す

ること。

なお，その措置内容について発注者から指示があった場合は，直ちにその指示に応じ

ること。なお，これに伴う費用については，別途協議する。

(6) 損害・事故責任

本業務の履行に際し受託者の瑕疵により既設物，仮設物等への破損，紛失，第三者へ

の事故等が発生した場合は，すべて受託者の責任とし，発注者はいかなる責任も負わな

いものとする。

また，設営された仮設物等の火災，盗難，破損，いたずら等による事故については，発注者の責めに帰すべき理由の場合を除き，発注者は責任を負わないものとする。

(7) 労働災害保険，施設賠償保険，請負業者賠償責任保険，動産総合保険等，業務上必要

となる保険に加入すること。

16　中止等の場合の支払い

　荒天その他の理由により，競技会の全期間又は一部期間が中止等になった場合，競技会上等における仮設施設等の経費については，実際に生じた支払額に応じ，相互協議のうえ変更契約の対象とする。

17　再委託等

　受託者は，本業務の一部を再委託する場合は，発注者の承認を受けること。

なお，業者の選定にあたっては，指宿市内の業者を優先的に採用すること。

18　秘密の保持

　本業務の履行に際し，知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。なお，個人情報の取

扱いについては，別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。

19　業務完了報告

　　受託者は，各競技の業務終了後，速やかに完了届を作成し，業務実績について発注者へ

報告すること。

　　その際，設営前・設営後及び撤去後の電子データによる写真を添付すること。

20　その他

(1) 設置に当たり機械，搬入用敷き鉄板などが必要な場合は，特に明示がなくとも必要な

経費を積算に含めること。

(2) 積算及び請求書に記載する単価については，人件費・交通費・運搬費等すべての経費

を一単価に含めること。

(3)　行幸啓等の対応など業務内容及び仕様等に変更が生ずる場合は，別途協議のうえ適切

な対応をとること。

(4) その他不明な点があった場合は，発注者の指示を受け適切に履行すること。

21　提出書類

(1) 契約締結後

　ア　契約金額内訳明細書　　１部

　イ　業務着手届　　　　　　１部

　ウ　業務主任者届　　　　　１部

　エ　業務工程表　　　　　　１部

　オ　組織図及び緊急電話連絡体制図

　カ　労働災害保険，施設賠償保険，請負業者賠償責任保険，動産総合保険等，業務上必

要となる保険に加入した写し　　　　　　　　　　　　　　 １部

　キ　詳細設計図（仮設ハウス，仮設観覧席等）（電子データ）　１部

ク　建築確認申請等書類　　　　　　　　　　　　　　　　　 一式

　ケ　その他発注者が指示するもの　　　　　　　　　　　　　 一式

(2) 業務完了後

ア　現場撮影写真（諸室・施設ごとに設営前，設営後，撤去後）　　１部

イ　業務完了報告届　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

ウ　現場打合せ記録簿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

エ　会場設計等実施計画書及び見積書（電子データ）　　　　　　　１部

（大会にて，発生した追加業務等を踏まえて，発注者が保有する会場

設計書及び見積書を変更し，提出すること。）

オ　その他発注者が指示するもの　　　　　　　　　　　　　　　一式

22　支払い条件

検査合格後，請求を受けてから30日以内に支払うものとする。

23　連絡先

　　燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会事務局

（指宿市産業振興部スポーツ振興課国体推進室内）

担当：後田・吉原・園田

　　〒891-0404 鹿児島県指宿市東方9300番地１　ふれあいプラザなのはな館

　　TEL：0993－23－1014　FAX：0993－23－1004

　　E-mail：[kokuspo@city.ibusuki.jp](mailto:kokuspo@city.ibusuki.jp)